

## 木曽川水系河川整備計画（原案）に係る公聴会の傍聴規定

### ■主旨

平成9年の河川法改正に伴い、河川整備の基本となるべき方針を定めた「木曽川水系河川整備基本方針」が平成19年11月22日に策定され、この基本方針に沿って具体的な河川整備の目標と実施する内容を定めた「木曽川水系河川整備計画」の策定を進めています。

公聴会は、河川法（第16条の2第4項）に則り、河川整備計画（原案）に関して広く関係住民の皆さまからご意見をお聞きすることを目的に開催致します。

本傍聴規定は、公聴会を円滑に進めるため、必要な事項を定めたものです。

### ■傍聴規定

1. 公聴会はどなたでも傍聴できますが、会場に入室する前に受付において、氏名、住所を記入していただきます。
2. 傍聴人は、公聴会において意見を述べることはできません。
3. 傍聴に伴う経費については、一切支給されません。
4. 傍聴人は、会場内において次の事項を遵守して下さい。
  - ①携帯電話は、電源を切るかマナーモードにし、使用しないこと。
  - ②会場内の撮影、録画もしくは録音をしないこと。
  - ③公述への批判、可否の表明、ヤジ、拍手などをしないこと。
  - ④発言、私語、談論などをしないこと。
  - ⑤プラカード、はちまき、腕章の類などをしないこと。
  - ⑥みだりに席を離れないこと。
  - ⑦前号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱したり進行の妨げとなるような行為をしないこと。
5. 傍聴人が前号に掲げる事項を遵守しない場合は、退場していただくことがあります。以上のほか、傍聴人は事務局職員の指示に従って下さい。